

## 資金決済に関する法律に基づく利用終了および払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、秋田県スポーツ用品商業協同組合発行の「スポーツ商品券」につきまして、令和7年9月30日（火）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。未使用の「スポーツ商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

### 1・ご利用終了および払戻しを行う前払式支払手段の種類

#### スポーツ商品券

表面



裏面



2・ご利用終了日

令和7年 9月30日（火）まで

3・払戻しの申出期間

令和7年10月 1日（水）～令和7年12月31日（水）

受付時間

午前10時～午後5時（土、日、祝は除く）

\*当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除外されます。

### 4・申出及び払戻しの方法

秋田県スポーツ用品商業協同組合事務所に未使用のスポーツ商品券を持参してください。確認の上、その場で現金と交換いたします。

\*持参できない場合・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を秋田県スポーツ用品商業協同組合事務所までお電話にてご連絡ください。・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「スポーツ商品券払戻し申請書」を送付いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用のスポーツ商品券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻し申請書記載内容と未使用のスポーツ商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します）。なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

### 5・お問合せ先

秋田県スポーツ用品商業協同組合 事務所

〒015-0809 秋田県由利本荘市本荘42 TEL 0184(22)5508